

7 地下水汚染の状況

この調査結果は、水質汚濁防止法第16条第1項に基づき策定された令和6年度地下水の水質測定計画に基づき、市が実施した地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果を取りまとめたもので、同法第17条の規定に基づき公表するものです。

1 調査方法の概要

(1) 測定期間

令和6年4月～令和7年3月

(2) 実施機関

郡山市環境保全センター

(3) 調査の区分及び調査項目

調査の区分は表1、調査地点及び調査項目は表2に示すとおりです。

表1 調査の区分

調 査 の 区 分	調 査 内 容 等
概 況 調 査	地域の地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査であり、下記の二つに区分される。
ローリング方式	測定地点は、県内を緯経度法により概ね10km四方のメッシュに区分して、山間部を除いて各メッシュから原則として1箇所の井戸を選定し、ローリング方式により5年程度のサイクルで全メッシュを調査する。
定点方式 (事業場周辺)	有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の直近にある井戸を調査する。
汚染井戸周辺地区調査	概況調査により環境基準を超えた汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査。
継続監視調査	概況調査等により汚染が確認された井戸を経年的なモニタリング地点として選定し、継続的な監視を行う調査。

表2 水質調査地点及び調査項目

調 査 区 分	調 査 地 点	調 査 項 目
概 況 調 査	日和田町八丁目 (1地点)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ホリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チクロロシメジン、チオベンゾチン、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサ、ダイオキシン類、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)
	逢瀬町多田野 (1地点)	
	麓山一丁目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、テトラクロロエチレン、セレン、ふっ素、ほう素
	大槻町	
	安積町成田	
	安積町笹川	
汚染井戸 周辺地区調査	市内1地点	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
継続監視調査	市内15地点	鉛、ヒ素、クロロホルム、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサ

2 調査結果の概要

表3及び表4に概要を示しました。

(1) 概況調査

ア ローリング方式

2地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

イ 定点方式（事業場周辺）

4地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

1地点のうち、環境基準を超過した地点はありませんでした。

(3) 継続監視調査

15地点のうち、環境基準を超過したのは6地点でした。

表3 調査結果の概要（その1）――汚染井戸、未汚染井戸数

調査の種類		汚 染 井 戸		未汚染井戸数	調 査 井戸数
		環境基準値超過井戸数	環境基準値以内井戸数		
概況調査	ローリング方式	0	0	2	2
	定点方式（事業場周辺）	0	0	4	4
汚染井戸周辺地区調査		0	0	1	1
継続監視調査		6	7	2	15
合 計		6	7	9	22

表4 調査の概要（その2）――環境基準超過の項目及び濃度範囲

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過地点数／測定地点数	超過範囲（mg/L）	環境基準（mg/L）
概況調査	ローリング方式	－	0／2	－	－
	定点方式（事業場周辺）	－	0／4	－	－
汚染井戸周辺地区調査		－	0／1	－	－
継続監視調査		クロロホルム	2／2	0.0085～0.090	0.002
		1,2-ジクロロホルム	5／14	0.056～0.27	0.04
		トリクロロホルム	1／14	0.093	0.01
		テトラクロロホルム	1／14	0.036	0.01
合 計（実数）			6／22	－	－

※複数の項目で基準超過している地下水あり。

3 環境基準値超過の汚染の原因

環境基準値超過の汚染が確認され、超過した項目等については下表のとおりです。

表5 継続監視調査

調査地点	環境基準値超過項目	汚 染 原 因
笹川周辺地区1	クロロホルム 1,2-ジクロロホルム トリクロロホルム	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
富久山町福原 周辺地区1	1,2-ジクロロホルム	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
栄町周辺地区	クロロホルム 1,2-ジクロロホルム	事業者による原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
舞木町	トリクロロホルム	原因不明。
富田町周辺地区	1,2-ジクロロホルム	周辺事業場の原材料や廃棄物の不適切な取扱いや漏洩等が原因と推定。
昭和周辺地区	1,2-ジクロロホルム	原因不明。

4 調査結果に基づく行政対応

(1) 井戸所有者への飲用指導等

井戸所有者に対しては調査結果を通知するとともに、保健所と連携して飲用指導及び利用方法についての助言を行っています。

(2) 工場・事業場への指導

汚染地区の周辺に立地するトリクロロエチレン等の使用工場・事業場に対しては、

- ア 有害物質及び有害物質を含有する廃棄物の適正管理
- イ 排水系路及び排水処理施設の管理徹底
- ウ 観測井戸の設置及び定期的な地下水モニタリングの実施
- エ 早期の汚染浄化

などを指導しました。